

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 貸倒引当金の16%割増特例が前倒しで廃止

Q : 貸倒引当金の割増特例が前倒しで廃止されるようですが、特例が受けられるのはいつまででしょうか。

A : 平成12年3月31日までに開始する事業年度であれば特例が受けられます。

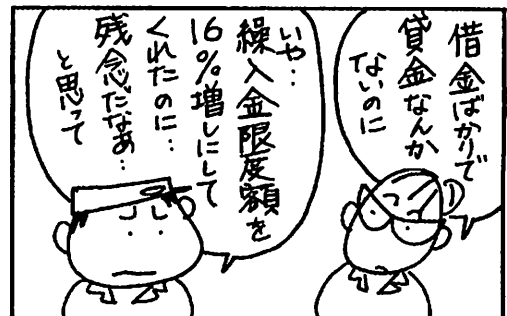
【解説】

中小企業については、貸倒引当金の計上について特例が設けられています。その一つが繰入金限度額をさらに16%増しにして繰入ることができるという措置です。

貸倒引当金については、平成10年度の改正で大幅に改組され、中小企業の割増特例については、平成13年3月31日までに開始する事業年度まで適用することとされていました。

ところが、今回の平成12年度の改正によって、適用期限が1年間短縮され平成12年3月31日までとされることになりました。ただし、公益法人及び協同組合等は例外で、引き続き16%増を適用できます。

なお、平成10年度の改正では、貸倒引当金の法定繰入率が平成10年3月で廃止(平成15年3月までは経過措置が設けられています)されましたが、中小企業については、引き続き法定繰入率による繰入れが認められています。こちらについては、今回、改正はされていません。



KIMIYO・I